

ゆうあい

103
令和5年
1月号

●主な内容● CONTENT

- P1 新年のご挨拶
P2 雪かきボランティア募集他
P3 令和4年度ひとり暮らし高齢者お楽しみ会開催
P4・5・6 成年後見制度、生活福祉資金貸付制度について他



新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。町民の皆様におかれましては、ご健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より鹿部町社会福祉協議会の活動に対し、格別なるご理解とご協力を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

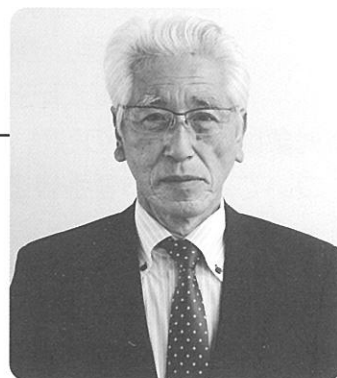
さて、昨年を振り返りますとコロナウイルス感染症の猛威は未だ

衰えをみせず感染者数は増減の波を繰り返しております。当社協に関係する事業においても実施が出来ないものもございました。それでも感染が始まってから約3年が経ち、少しずつ対処方法が確立され、感染状況の配慮や適切な感染防止対策、内容等の工夫で実施可能となった事業も増えております。感染前の状況に戻るにはまだ時間が掛かりそうですので、ウィズコロナの視点で今後も出来ることに最善を尽くして事業を進めて参りたいと思います。

また、国内外では物騒な事件や紛争等もあり、直接的な生命への危険やエネルギー価格、原材料費高騰に伴う様々な業界に及ぶ値上げがより深刻さを増すなど、新たな生活課題となりうる事案が起きております。

社会福祉協議会では、誰もが住み慣れたまちで安心・安全に住み続けることが出来るようになることを目標に地域福祉活動を実施致しておりますが、何より町民の皆様や関係機関の皆様のご協力が無ければ実現致しません。

今後とも変わらぬご支援を賜ります様宜しくお願い申し上げますとともに今年一年のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げまして新年のご挨拶と致します。



会長 松本 善一



❄️ かきボランティア募集

鹿部町生活支援体制整備事業の生活支援サービスメニュー（高齢者支援活動）の雪かきについて、下記のとおり活動ボランティアを募集致しております。尚、希望される方は事前のボランティア登録とボランティア保険の加入が必要となります。

記

- 応募条件 高校生以上（未成年の方は保護者の同意が必要です）
- 作業内容 日常生活路の確保（玄関から道路までの雪かき）
- 活動時間 午前9時～午後3時
- 活動の目安 積雪10cm以上、町の道路除雪が出動した場合など



※現在、依頼者が増えてきており、実際の降雪時に円滑な対応が出来なくなる事が予想されておりますので、是非活動へのご協力をお願い致します。

※下記生活支援サービスメニュー（高齢者支援活動）の利用者募集も致しております。

生活支援サービス（高齢者支援活動）

- ・簡単な大工仕事 ・草とり ・窓拭き ・犬の散歩 ・電球・蛍光灯の交換
- ・ゴミの整理 ・物置の整理 ・高い所の荷物整理 ・家具の移動 ・話し相手
- ・粗大ゴミのゴミ出し ・雪かき ・簡単な木枝の剪定

※対象は75歳以上の独居世帯及び高齢夫婦世帯（どちらか一方が75歳以上可）、雪かきについては障がい者手帳をお持ちの65歳以上の独居世帯も含む

ふれあいいきいきサロンと安否確認

お食事サービス昼食会の合同開催について

ふれあいいきいきサロンは、町内在住の70歳以上の方を対象に外出機会の少ない方の交流の場として、安否確認お食事サービスは町内在住の70歳以上の独り暮らしの方を対象にご飯配達と安否確認を兼ねた事業としてそれぞれ実施致しております。今回は合同で下記のとおり開催致します。冬場は特に外出することが億劫になりがちですが、皆さんと一緒に楽しい時間を過ごしてみませんか？

記

- 開催日時 令和5年2月22日（水） 11:00～13:30
- 開催場所 本別中央会館
- 開催内容 ゲームやレクリエーション等で楽しむ予定です。
- 参加料 200円（昼食代）
- 申込期日 2月13日（月）
- 対象者 町内在住の70歳以上の方

※開催場所までの送迎について

本別中央会館より大岩・鹿部方面にお住まいの方は出来るだけ『しかバス』をご利用下さいますようご協力下さい。最寄りのバス停まで遠い方や移動が困難な方は送迎致しますので、申込の際お伝え下さい。

令和4年度ひとり暮らし高齢者お楽しみ会開催

10月25日（火）、町内在住の75歳以上の方を対象とした令和4年度ひとり暮らし高齢者お楽しみ会を開催致しました。当日は16名の方が参加され、函館市南茅部の縄文遺跡群の見学や恵山公園の散策を致しました。また、ホテル恵風にて昼食、移動中のバスではガイドさんの楽しいトークや曲名当てクイズを行うなど、約3年ぶりに参加者合同の行事は、あっという間に終わってしまいました。



成年後見制度について

成年後見制度は、認知症、知的障がい・精神障がい等の障がいによって、本人が一人で意思決定することが難しくなった場合に、権利や財産を守り、支援するための制度です。この制度は、任意後見と法定後見に分かれており、内容は以下のとおりとなります。

任意後見制度

自分の判断能力が将来低下した時に備えて、生活や財産管理が困らないよう予め信頼できる人に任意後見人をお願いしておく制度になり、公証役場で公正証書による任意後見契約が必要になります。本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所に申立てをし、任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。家庭裁判所への申立ては本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者が出来ます。

法定後見制度

本人が十分に判断できる状態になく、生活や財産管理に支障が出ている状況において誰かの支援が必要な場合に利用できる制度になり、判断能力の程度に応じて後見（判断能力が殆どない）、保佐（判断能力が著しく不十分）、補助（判断能力が不十分）の3つの類型に区分されます。法定後見制度も家庭裁判所に申立てが必要になり、本人やその配偶者、四親等内の親族の他、町長も申立てができます。どの類型に該当するかは、医師の診断を経て家庭裁判所が決め、合わせて後見人等が選任されます。

生活福祉資金貸付制度について

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。鹿部町社協では、相談や借入申請等の受け付けを致しております。

1. 総合支援資金

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の立て直しのための貸付です。

2-1. 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付です。

2-2. 福祉資金 福祉費

住宅の改修や障がい者世帯の自動車購入、療養、引越しの経費等、生活を送る上で一時的に必要な経費の為の貸付です。

3. 教育支援資金

高校、大学、短大、専門学校の入学金・制服等、入学時に必要な経費と授業料や通学代等、就学に必要な経費の貸付です。※合格発表前の事前申請も可能です。

資 金 種 類	貸付限度額（単位：円）	据置期間	償還期間
1総合支援資金			
生 活 支 援 費	月額20万(単身世帯15万)	6か月以内	10年以内
住 宅 入 居 費	40万	貸付日から 6か月以内	
一時生活再建費	60万		
2-1福祉資金			
緊急小口資金	10万	2か月以内	12か月以内
2-2福祉資金福祉費			
生 業 経 費	460万		20年以内
技能習得関係経費	6か月130万、1年220万、2年400万、3年580万	6か月以内	8年以内
住 宅 経 費	250万		7年以内
福祉用具経費	170万		8年以内
障がい者自動車経費	250万		8年以内
中国年金追納経費	513.6万		10年以内
療養関係経費	療養期間1年以内170万、1年6か月以内230万		5年以内
介護関係経費	介護サービス期間1年以内170万、1年6か月以内230万		5年以内
災 害 経 費	150万		7年以内
冠婚葬祭経費	50万		3年以内
移 転 設 備 費	50万		3年以内
支度関係経費	50万		3年以内
その他の経費	50万		3年以内
3教育支援資金			
就 学 支 度 費	50万	6か月以内	20年以内
教 育 支 援 費	月額 高校3.5万、短大6万、大学6.5万		

※上記の他、低所得の高齢者世帯や生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しする不動産担保型生活資金があります。

※「生活福祉資金貸付制度」以外に、住居のない離職者に対して、公的給付または公的貸付を申請している場合に、給付金または貸付金を受けるまでの当面の生活費を貸付ける「臨時特例つなぎ資金」があります。

(前のページ続き)

その他

- ・「世帯」に対する貸付です。
- ・貸付により「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。
- ・民生委員等の相談・支援が必要です。
- ・他の貸付制度及び公的支援を優先してご利用いただきます。
- ・事後申請は対象外です。

※総合支援資金・福祉費は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は、利子年1.5%、緊急小口資金・教育支援資金は、無利子。

※相談、申込、審査、貸付金送金迄は、概ね1か月～1か月半程度掛かります(緊急小口資金以外)。

鹿部町社協事業活動(令和4年10月1日～令和4年12月31日)

10/3	令和4年度日常生活自立支援事業不正防止研修	オンライン
10/5	令和4年度生活支援コーディネーター養成研修【フォローアップ研修】	オンライン
10/13	令和4年度第1回地域ケアサービス連絡会	役 場
10/15	令和4年度北海道ホームヘルプサービス協議会【渡島・桧山地区研修会】	七飯町
10/24	令和4年度日常生活自立支援事業 【生活支援員・自立生活支援専門員・指揮監督者研修】	オンライン
10/25	ひとり暮らし高齢者お楽しみ会	函館市
10/26	令和4年度鹿部町生活支援体制整備事業協議体第1回会議	役 場
10/27	安否確認お食事サービス開始(全6回)	鹿部町内
10/29	令和4年度北海道ホームヘルプサービス協議会【スキルアップ研修】	札幌市
11/1	広報配布	鹿部町内
11/4	生活困窮者支援情報交換シンポジウム	オンライン
11/10	令和4年度生活福祉資金貸付事業研修会	オンライン
11/17	家事関係機関との連絡協議会	オンライン
11/21	令和4年度アクティブシニア活動支援セミナー【第3回】	オンライン
11/24	法テラス函館地方協議会	オンライン
11/30	災害ボランティア会議	北斗市
12/7	令和4年度成年後見制度関係事業担当者別研修	オンライン
12/9	社連協研修会	函館市
12/14	令和4年度第2回理事会	宮浜児童館
12/19	令和4年度アクティブシニア活動支援セミナー【第4回】	オンライン
12/26	年末独居訪問	鹿部町内
12/30	仕事納め	

発行：社会福祉法人鹿部町社会福祉協議会

〒041-1403 鹿部町字宮浜210番地6(宮浜児童館内)
TEL(01372)7-2135 FAX(01372)7-2138